

テレワークの実施およびご連絡方法のお願いについて

令和3年1月7日に発令された改正特別措置法に基づく緊急事態宣言を受けて、新型コロナウイルス感染拡大防止への取り組みを一層強化するため、対象地域内の事業所でテレワークを実施いたします。

つきましては、対象地域内の事業所へのご連絡は、下記によりお願いいたします。

関係各位にはご迷惑をおかけしますが、今後も社会の安全確保のために感染拡大防止に努めてまいりますので何卒ご理解賜りますようお願いいたします。

1. 実施期間：令和3年1月8日（金）から2月7日（日）まで
2. 実施する事業所：緊急事態宣言の対象地域（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）に所在する事業所
本社、神田オフィス、西ヶ原オフィスおよび当該地域内の営業所、事務所
3. ご連絡方法
 - ①事業所への電話およびFAXはご遠慮いただき、担当者あてのメールにて直接ご連絡くださいますようご協力ください。
 - ②担当部署または担当者をご不明の場合は、下記の[千代コン・テレワーク総合窓口]からご連絡ください。
 - ③郵送またはFAXでご連絡いただいた場合、対応に時間を要することがございますのでご了承ください。

令和3年1月7日

株式会社千代田コンサルタント

[千代コン・テレワーク総合窓口]

Contact_tw@chiyoda-ec.co.jp